別表第四の二百三十六の項から二百三十九の項までを次のように改める。

二百三十六　富山県道六十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　富山市鍋田にある富山県道六十五号と富山県道百七十七号との交点 二　同市田中町四丁目にある一般国道四十一号と富山県道六十五号との交点
二百三十七　削除	
二百三十八　石川県道八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　金沢市専光寺町イにある石川県道八号と石川県道二十五号との交点 二　同市寺中町イにある石川県道八号と石川県道十七号との交点
二百三十九　石川県道十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　金沢市寺中町イにある石川県道八号と石川県道十七号との交点 二　同市藤江町南にある一般国道八号と石川県道十七号との交点

別表第四の二百四十二の項を次のように改める。

二百四十二　石川県道二百号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　金沢市田中町にある一般国道八号と石川県道二百号との交点 二　同市高柳町にある石川県道二百号と金沢市道小坂二十号との交点

別表第四の二百六十二の項の次に次のように加える。

二百六十二の二　静岡県道三百八十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　藤枝市仮宿字京田にある静岡県道八十一号と静岡県道三百八十一号との交点 二　同市横内にある一般国道一号と静岡県道三百八十一号との交点

別表第四の二百八十六の項を次のように改める。

二百八十六　大阪府道十四号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　摂津市鶴野二丁目にある大阪府道二号と大阪府道十四号との交点 ロ　茨木市野々宮二丁目にある大阪府道十四号と大阪府道十九号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　吹田市川岸町にある大阪府道十四号と吹田市道川岸南吹田線との交点 ロ　同市寿町一丁目にある一般国道四百七十九号と大阪府道十四号との交点

別表第四の二百九十の項を次のように改める。

二百九十　大阪府道三十六号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　高石市綾園にある大阪府道三十六号の公社区間と公社区間外の区間との接点 二　泉大津市助松町にある大阪府道高速湾岸線と大阪府道三十六号との交点

別表第四の三百二十七の項を次のように改める。

三百二十七　広島県道三十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　東広島市安芸津町三津字榊山にある一般国道百八十五号と広島県道三十二号との交点 二　同市安芸津町三津字西石指にある一般国道百八十五号と広島県道三十二号との交点

別表第四の三百八十の項を次のように改める。

三百八十　高知県道三百十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　須崎市港町にある高知県道三百十号と六万百須崎市道港町三号線との交点 二　同市池ノ内字池ノ内にある一般国道三十二号と高知県道四十四号との交点

別表第四の四百五の項を次のように改める。

四百五　熊本県道二十八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　熊本市西区田崎本町にある熊本県道二十八号と熊本市道四千十九号との交点 二　同区春日二丁目にある熊本県道二十二号と熊本県道二十八号との交点

別表第四の四百十の項を次のように改める。

四百十　削除	

別表第四の四百四十七の項を次のように改める。

四百四十七　稚内市道二十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　稚内市大黒二丁目にある一般国道四十号と稚内市道二十二号との交点 二　同市末広二丁目にある稚内市道二十二号と稚内市道百三十号との交点

別表第四の四百七十の項を次のように改める。

四百七十　秋田市道二千百五十六号	次に掲げる地点の間で供用されている区間（平成二十六年七月三十一日現在で、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づき指定されている道路のみから構成されるものに限る。） 一　秋田市外旭川字八幡田にある秋田県道二百三十三号と秋田市道二千百五十六号との交点 二　同市泉北二丁目にある秋田県道百二十六号と秋田市道二千百五十六号との交点

別表第四の五百五の項の次に次のように加える。

五百五の二　新潟市道鯵潟古川線	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　新潟市南区白根四ッ興野にある一般国道八号と新潟市道鯵潟古川線との交点 二　同区鯵潟字荒井にある一般国道八号と新潟市道鯵潟古川線との交点